

硫黄島南方沖における行方不明者の搜索救助に係る災害派遣

(お知らせ)

※ 数値等は全て速報値のため、
今後変更される可能性があります。

概要

- 令和5年5月25日(木)0701、硫黄島南方約170海里沖(約315km)において、漁船から、船員1名が海中転落した可能性がある旨、海上保安庁第3管区海上保安本部へ通報あり。
- 海上保安庁は、航空機、巡視船、無人機を使用して対応。
- 同日0910、海上保安庁第3管区海上保安本部長より、搜索海域が遠方であることから、海上自衛隊第21航空群司令(館山・千葉県館山市)に対し、搜索救助に係る災害派遣要請があり、同時刻受理。
- 同日1040以降、海上自衛隊の航空機が搜索海域に到着し、搜索活動を開始。
- 同日1058以降、海上保安庁の航空機が搜索海域に到着し、搜索活動を開始。
- 同日1425、今後の搜索活動は海上保安庁で対応が可能となり、海上自衛隊第21航空群司令(館山)は、海上保安庁第3管区海上保安本部長から災害派遣撤収要請を受け、活動を終了。

防衛省・自衛隊の活動内容

- 25日(木)1040以降、海上自衛隊第21航空群硫黄島航空分遣隊(硫黄島・東京)のUH-60J×1機が搜索活動を実施。

資料画像

